



現在10の地域まちづくり事業実施団体が活動しています。今回は3団体についてご紹介いたします。



## 臼井ふるさとづくり協議会



寸劇による子ども防犯教室

平成13年に、大阪の池田小学校での悲惨な事件を受けて、有志で「子どもの見守り活動」を開始しました。また、平成13年から15年にかけて、全国的に犯罪が多発したことを受け、臼井小学校区の自治会でも自発的に防犯パトロールが行われるようになりました。このような背景から、子どもや地域の安全・安心、助け合いのできる町を目指し、「まちづくり協議会」のモデル地区として、平成19年1月に団体を設立しました。

設立以来、地域課題に対応した防犯、防災、福祉、広報、歴史・文化など幅広い分野の事業に取り組んでおり、16年以上にわたる継続的なまちづくり活動が功績として認められ、令和5年度に国土交通省「まちづくりアワード」を受賞しました。



臼井西中の生徒も参加した防災訓練

現在は、高齢化が進み、地域住民同士の支え合いがさらに求められていることから、防災活動、福祉活動の充実を図っています。防災活動では、「普段できないことは災害時でもできない！」を合言葉に、夜間時の避難訓練やペット同伴の避難行動等の新たな事業を計画しています。

また、福祉活動では、市や地区社会福祉協議会等と連携を図りながら、認知症や高齢者の健康等に関する事業を行っています。



団体の福祉部会長による高齢者向け福祉講座



児童考案の標語を掲載したのぼり

活動を行う中で、地域子どもたちや、地域住民からの挨拶や声掛けが楽しく、元気をもらっています。

役員の高齢化が課題となっていますが、若い世代の参加を促しながら、「挨拶のできる町から助け合いのできる町」のモットーを大切に、今後も活動を続けていきたいと思っています。

## 白銀小学校区 地域まちづくり協議会

白銀小学校は、開校以来「地域に開かれ、地域住民とともに創りあげていく学校」を目指していることから、地域住民がボランティアに参加する機会が増え、地域活動の機運が高まりました。このようなことがきっかけとなり、私たちは市内2番目の団体として平成20年5月に団体を設立しました。小学校と一体となり活動を進めることができたので、その成果も大きかったと感じています。

現在は、通学路の見守りや、里山保全、救助及び応急手当教室、広報等の事業を実施しています。

里山事業に特に力を入れており、市営大蛇住宅用地内の山林を、5年かけて整備し、その後も保全活動を継続しながら、その活用を図っています。



里山保全の作業風景

市民の憩いの場として開放したり、特別イベント「竹細工を楽しもう」等を実施しています。また、白銀小学校や市内団体の自然観察の場としても活用されています。



里山遊歩道の作業風景

多くの市民の皆さまに、四季折々の里山を楽しんでいただいたり、白銀小学校の多様な教育の場として活用されていることにやりがいを感じています。

作業を通じて団体メンバーの交流が深まり、結びつきが強まってきている一方で、高齢化により活動に参加する人が年々減少し、活動を継続していくことが困難になってきています。公募委員として誰でも活動に参加できますので、ご興味のある方はぜひ体験にいらしてください。

また、春蘭・キンラン・山百合などの貴重な野草がたくさん育っていますので、皆さまも里山にぜひ足を運んでいただければと思います。



キンラン（4月～5月）



山百合（7月）

## ふるさと弥富を愛する会

ふるさと弥富を愛する会は、弥富地区を活動区域とし、「心豊かで生き生きと暮らすことのできるまちづくり」の実現を目指して地域住民が主体となり、ホタルの里づくりや防犯・防災事業、伝統文化の継承事業、広報事業等を行っています。

弥富地区は、人口が約1,400人であり、佐倉市の中では、人口が少ない地域ではありますが、地域ぐるみで各事業に取り組む、結束力や地域力があります。

現在は、主に66名の構成員で事業に取り組んでおり、防犯事業と防災事業に特に力を入れています。

防犯事業では、犯罪のない安全安心なまちづくりのために、地域住民の防犯意識の高揚を図る事業や、児童たちの見守り活動を実施しています。



車両用防犯マグネットシート



防犯のぼり旗

令和4・5年度は弥富小学校の児童から防犯標語を募集し、標語を掲載した車両用マグネットシートや、のぼり旗を作成しました。

防災事業では、地域内での自助や互助を行っていくために、防災意識の向上を目的とし、防災講座や防災訓練を行っています。

また、地区全体での防災体制を築き、オール弥富で、防災力の強化を図っています。

人口減少とともに住民の高齢化が加速し、事業を継続していくことが困難になってきていますが、地域子どもたちが参加できる事業や行事を行い、ふるさと意識を持ってもらうことで、地域コミュニティの形成に繋がっていききたいと思っています。



防災訓練での地震体験車



救命講習会

## 地域まちづくり事業に対する支援について

市では、隣接した2以上の単一自治会が連携して団体を設立の上、市の認証を受けた団体（「**地域まちづくり事業実施団体**」といいます。）が**地域まちづくり事業**に取り組む場合に**助成金の交付**や**技術的な支援**を実施しています。

### ◆地域まちづくり事業とは◆

地域まちづくり事業実施団体が主体となり地域活性や地域課題の解決を図ることを目的とした事業で、かつ、市の主要課題に該当する事業

#### 【市の主要課題（分野例）】

|                       |
|-----------------------|
| 地域福祉、障害者福祉            |
| 子育て支援                 |
| 高齢者福祉、健康づくり           |
| 都市計画・公共交通、住宅・住環境      |
| 公園・緑地整備               |
| 消防・防災                 |
| 防犯・交通安全               |
| 生活環境保全                |
| 農業振興、観光振興             |
| 文化・芸術の振興              |
| 学校教育、教育環境、青少年健全育成     |
| コミュニティ、平和・国際化、情報発信・共有 |

#### 【対象外の事業】

祭りや運動会などの親睦事業や趣味普及事業、専ら直接的に利潤追求を目的とする経済活動、宗教活動、政治活動、特定の政党を推薦支持し又は反対することを目的とする活動等、**対象外の事業**がありません。

### ◆地域まちづくり事業実施団体とは◆

隣接した2以上の単一自治会や市民団体、市内事業者で組織するもので、設置の目的が活動地域に住む者の利益や地域の活性化に資するものとして市の認証を受けた団体（認証要件の詳細については、お問い合わせください。）

### ◆支援内容◆

毎年度・事業毎に事業計画や予算要求、支援申請を市に提出いただきます。市の審査の結果、地域まちづくり事業として採択された場合、次の①②について支援をします。

- ①助成金の交付：交付対象経費の10/10  
（上限額：構成する自治会の規模による）
- ②技術的な支援：市職員等の派遣、情報提供等

### ◆支援対象期間◆

**4月1日（※）～2月末日**

（※）新規団体を設立した場合、設立時期によって支援対象期間の開始日が異なります。



2023年度 2号  
市民協働情報誌

# まちづくりしよ!

## 地域まちづくり事業実施団体のご紹介

